

# 霞ヶ浦常南流域下水道指定管理者募集要項

茨城県（以下「県」という。）では、霞ヶ浦常南流域下水道の管理を効率的かつ効果的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和45年条例第35号。以下「条例」という。）第8条に基づき、施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集いたします。

## I 施設の概要と管理運営方針等について

### 1 施設の名称及び所在地

(1) 名称：霞ヶ浦常南流域下水道

(2) 所在地：終末処理場

荃崎ポンプ場

谷田部第二ポンプ場

谷田部第一ポンプ場

豊里ポンプ場

大穂ポンプ場

河内第二ポンプ場

河内第一ポンプ場

新利根ポンプ場

幹線管渠及びその他の下水道施設

北相馬郡利根町布川三番割

つくば市高崎1033-1

つくば市羽成876

つくば市鬼ヶ窪1047-87

つくば市今鹿島2522-3

つくば市大砂1143

稲敷郡河内町生板9771-2

稲敷郡河内町長竿5622-1

稲敷市柴崎98-30

研究学園都市一利根町幹線、研究学園西幹線、筑波幹線、河内幹線、計画区域内一円

### 2 施設の概要

(1) 設置目的

霞ヶ浦常南流域下水道は、研究学園都市があるつくば市から牛久市、龍ヶ崎市を経て終末処理場がある利根町、河内町及び稲敷市（旧新利根町）の4市2町を対象区域とし都市の健全な発達と生活環境の改善を図り、公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資することを目的に、下水道法（昭和33年法律第79号）の規定に基づき設置されたものです。

(2) 管理運営の基本方針

ア 施設の目的に沿って、安定・確実な管理運営に努める。

イ 施設の機能を常に適切に維持しながら、管理水準等の向上に努める。

ウ 費用対効果の高い効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努める。

(3) 施設内容、規模等

水 処 理 施 設	全体計画	令和7年度末まで				
処 理 面 積	15,384.0 ha	11,723.6 ha (令和6年度末)				
処 理 人 口	419,488 人	379,936 人 (令和6年度末)				
幹 線 管 渠	63.3 km	63.3 km				
処 理 能 力	50,000 m <sup>3</sup> /日×5 系列 8,000 m <sup>3</sup> /日×1 系列 計 258,000 m <sup>3</sup> /日	50,000m <sup>3</sup> /日×4 系列 計 200,000 m <sup>3</sup> /日				
処 理 水 量	258,000 m <sup>3</sup> /日	110,884 m <sup>3</sup> /日 (日平均)				
処 理 方 法	凝集剤添加活性汚泥法+急速ろ過法					
放流水質(令和7年度)	pH	BOD	COD	SS	TN	TP
	[-]	[mg/L]	[mg/L]	[mg/L]	[mg/L]	[mg/L]
	7.1	3.1	8.1	1.1	14.3	1.81
放 流 先	利根川 (A類型)					
水処理供用開始年度	昭和51年度					

焼 却 炉 施 設	全体計画	令和7年度末まで
焼 却 能 力	90 トン/日 110トン/日 (燃料化炉)	90 トン/日 計 90 トン/日
焼 却 汚 泥 量	200 トン/日	81.5 トン/日 (年平均)
焼 却 方 法	流動床式焼却炉	
供 用 開 始 年 度	平成11年度(2号炉)	

(参考資料)

- ア 維持管理実施状況等の詳細は、「霞ヶ浦常南流域下水道事業月報・年報(令和7年度)」、「利根浄化センター水質管理月報(令和7年度)」、「霞ヶ浦常南流域下水道主要設備等一覧」(別紙1)を参照
- イ 霞ヶ浦常南流域下水道備品・資産等一覧表(別紙2)を参照

(4) 現在の管理運営体制

指定管理者による管理運営

### 3 指定管理者が行う業務

指定管理者は管理運営の基本方針を踏まえ、条例第9条に定める以下の業務(以下「指定管理業務」という。)を行います。また、その範囲は、別紙3「霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務基本仕様書」のとおりです。

- (1) 施設の運転操作及び監視に関する業務
- (2) 施設の維持管理業務(保守点検業務・巡視点検・清掃など)

- (3) 焼却灰の搬出処分業務
- (4) 来客対応業務
- (5) その他施設の管理上必要な業務

#### 4 指定管理者の指定期間

指定期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの1年間を予定しています。この期間は、指定管理者の指定について県議会で議決の後、正式な指定期間となります。

#### 5 管理の基準

施設の適正な管理の観点から行う業務の基本事項は、次のとおりです。

##### (1) 運転監視等業務

- ア 指定管理者は、施設の設置目的に沿って、施設の管理運営方針が達成されるように、適切な施設の運転監視等を実施するものとします。
- イ 処理場施設は常時24時間の通年連続運転するものとします。
- ウ 施設の運転は別途定める放流水質や汚泥性状等の基準に適合するように行うものとします。

##### (2) 適切な維持管理

- ア 指定管理者は、施設の設置目的に沿った運転等のため、施設の機能が良好に維持されるように、適切な管理を実施するものとします。
- イ 施設の維持管理に当たっては、設備の機能がより長期間、良好に発揮できるように努めるものとします。

##### (3) 平等かつ適切なサービスの提供

指定管理者は、施設の機能を最大限に発揮し、絶え間なくすべての下水道利用者に対して下水道が使用できる状態を確保するものとします。また、DX等を活用することにより効率的かつ効果的な管理運営を図り、公共用水域の水質改善や経費の節減など下水道利用者に対するサービスの向上を図るものとします。また、管理運営に関するトラブル、苦情等には、適切かつ迅速に対応するものとします。

##### (4) 法令等の遵守

指定管理者は、次の法令及びその他関係法令、協定書等を遵守し、適正な管理を行う必要があります。

- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ・ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律105号）
- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）

- ・騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）
- ・大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例（平成17年条例第10号）
- ・水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（平成17年条例第11号）
- ・茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年条例第9号）
- ・茨城県霞ヶ浦水質保全条例（昭和56年条例第56号）
- ・茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和45年条例第35号）
- ・茨城県財務規則（平成5年規則第15号）
- ・茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の会計の特例に関する規則（昭和45年規則第51号）
- ・茨城県公有財産事務取扱規則（昭和39年規則第21号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・その他指定管理業務遂行に関連する法令等

#### (5) 環境への配慮

指定管理者は、環境関連法令を遵守して指定管理業務を実施する必要があります。特に、省資源、省エネルギー及びカーボンニュートラルの推進のため、電気や重油、薬品等の使用量削減に向けた具体的な目標を設定するなど、積極的な取り組みを行うものとします。

また、廃棄物の排出抑制やグリーン購入の推進、化学物質等の適正管理、施設周辺の生態系の保全等、環境に配慮した取り組みに努めることとします。

#### (6) 適切な個人情報の取扱い

ア 指定管理者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に即して、指定管理業務を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、保護を図るために、別途締結する協定において必要な措置を講ずることとします。

イ 指定管理者及び指定管理業務に従事している者は、指定管理業務を通じて知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこととします。指定管理の期間が終了し、若しくは取り消された場合又は従事者がその職務を退いた後も同様であることとします。

ウ 正当な理由のない個人情報の漏えい等の行為については、個人情報保護に関する法律に基づく罰則が適用される場合があります。

(7) 事業計画書及び収支計画書の提出

指定管理者は、毎年度、事業開始前に事業計画書及び収支計画書について、県と調整の上作成し、県に提出してください。

(8) 指定管理業務報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後に、指定管理業務全般に係る年度指定管理業務報告書を県に提出してください。

(9) 業務の一括再委託の禁止

指定管理者は、指定管理業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、県と協議の上、委託することができます。

(10) 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはいけません。指定管理の期間が終了し、若しくは取り消された場合又は従事者がその職務を退いた後も同様であることとします。

(11) 情報公開

指定管理者は、茨城県情報公開条例（平成12年条例第5号）の趣旨に即して、指定管理業務を通じて作成、取得した情報について、開示等の申出があった場合に、これに答えるために情報公開規程の整備や情報提供施策の充実などに努めることとします。

(12) 評価の実施

指定管理者は、年度指定管理業務報告書の作成・報告、利用者満足度調査の実施、苦情・要望等への対応を通じ、主体的な業務改善に取り組むとともに、管理運営に関する自己評価を毎年度行い、県に自己評価書を提出するものとします。

県は、施設の適正な管理の確保と利用者サービスの向上を図るため、指定管理者が行う指定管理業務を評価します。

(13) 帳簿書類等の保存年限

指定管理者は、指定管理者として作成した帳簿書類を、茨城県文書等整理保存規程（昭和59年訓令第19号）に定める保存年限に準じて、保存するものとします。

なお、保存年限が満了した帳簿書類等の取扱いについては、県の指示に従ってください。

(14) その他

ア 新たに指定管理者となる団体は、指定管理業務を円滑に行うため、業務の開始前においても、自己の責任と負担で、態勢を整えるものとします。

イ 指定管理者は、管理運営業務に係る各種規程、要綱等を作成する場合は、県と事前に協議するものとします。

ウ 管理の基準に関する細目は、別途、県と指定管理者の間で締結する協定で定めることとします。

## 6 指定管理者と県における責任分担

県と指定管理者の責任分担については、別紙4「霞ヶ浦常南流域下水道リスク分担表」のとおりです。ただし、リスク分担表に定める事項に疑義のある場合又は定めのない事項については、県と指定管理者で協議して決定するものとします。

## 7 指定管理業務に係る経費

### (1) 経理及び管理口座

指定管理者は、施設の管理運営に係る経理について、他の業務に係るものと区分して整理するとともに、専用の口座で管理するものとします。

なお、自主事業を実施する場合は、指定管理業務と区分して、別口座により管理してください。

### (2) 指定管理料の確定

県が支払う指定管理料は、指定管理者の収入となり、それを管理費用に充てるものとします。

当該公の施設の管理運営支出実績は、別紙5「霞ヶ浦常南流域下水道管理運営支出実績（見込）額（令和4年度～令和8年度）」のとおりです。

これらを参考に、申請の際の事業計画、支出計画を作成していただくとともに、施設の効用を最大限に発揮したサービス向上策や、効率的な運営を行うための経費節減策についても、積極的に提案してください。

また申請の際の支出計画や各年度の収支計画額の各項目について、積算の根拠資料（見積書・明細書等）を県が求めた場合、指定管理者は提出するものとします。

なお、指定管理料は、申請書に添付した収支計画がそのまま採用されるものではなく、各年度に指定管理者から提出される収支計画額を基に、県と指定管理者との間で協議し、毎年度の年度協定において定めます。

ただし、物価、賃金水準及び流入量等の著しい変動（別紙6-1「霞ヶ浦常南流域下水道指定管理料の変動に関する運用(その1)」、別紙6-2「霞ヶ浦常南流域下水道指定管理料の変動に関する運用(その2)」を参照）や天災・事故等により金額を変更することがあります。

なお、県と指定管理者は、金額を変更する場合には、積算根拠や資料等に基づき、協議するものとします。

### (3) 指定管理料の支払い

県は各年度の予算の範囲内で、指定管理者に指定管理料を支払います。

また、県は、指定管理者の請求により支払います。支払時期や方法は、別途、県と指定管理者が締結する年度協定において定めます。

### (4) 指定管理料の精算

指定管理業務を県が示した水準どおりに確実に実施する中で、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

ただし、指定管理者発注における小規模修繕（４００万円未満（消費税及び地方消費税を含む金額））・材料及び動力費等の費用については、毎年度精算することとし、当初の見込額に残金が生じた場合は、返還を求めます。詳細は別紙６－１「霞ヶ浦常南流域下水道指定管理料の変動に関する運用(その１)」、別紙６－２「霞ヶ浦常南流域下水道指定管理料の変動に関する運用(その２)」のとおりとします。

また、指定管理者の業務運営に起因し経費の不足が生じた場合は、原則として補填は行いません。

なお、県が示した水準通りに実施できない場合及び管理業務に係る事故等が発生した場合、又は指定管理者の責めに帰すべき事由により県又は第三者に損害を与えた場合、指定管理料を減額することがあります。詳細は別紙６－３「霞ヶ浦常南流域下水道指定管理料の変動に関する運用(その３)」のとおりとします。

## 8 財産の管理

(1) 指定管理者は、指定管理料の範囲内において本業務に必要な備品を購入し、又は調達することができますが、この場合において購入し、または調達した備品の所有権は県に帰属します。

(2) 物品の使用及び保管については、善良な管理者の注意義務をもって行ってください。

(3) 指定管理者は、県に帰属する物品で、処分等が必要なときは、その都度県に報告するものとします。

なお、茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の会計の特例に関する規則（昭和４５年規則第５１号）第７０条の固定資産の処分については、事前に県の承認を得るものとします。

(4) 指定管理者は財産の管理を、別紙２「霞ヶ浦常南流域下水道備品・資産一覧表」により整理するものとします。

(5) 指定管理者は、県に帰属する物品について、毎年３月末の現在高と照合し、その翌月末までに県に報告するものとします。

(6) 指定管理者は、独自に投じた有益費及び修繕費について、県への請求権を放棄するものとします。

## 9 指定管理業務範囲外の業務

指定管理者は、霞ヶ浦常南流域下水道の設置目的に合致し、かつ指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により県の承諾を得て、自主事業を実施できるものとします。

施設の効用を最大限に発揮させる観点から、指定期間中であっても創意工夫を凝らして積極的に自主事業を提案してください。

## 10 調査及び監査等

県は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第10項の規定により、施設管理の適正を期するため、指定管理者に対して、指定管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことがあります。

## 11 地元在住者及び障がい者の雇用

指定管理者は、地元在住者及び障がい者の雇用に努めるものとします。

## 12 原状回復及び事務引継

指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定された場合を除く。）又は指定が取り消されたときは、次の措置を講じるものとします。

- (1) 指定管理者は、指定管理者の負担により、施設、設備等を速やかに原状に回復するものとします。ただし、県の承認を得たときは、この限りではありません。
- (2) 県の指示により、県又は新たな指定管理者等と十分に事務引き継ぎを行うものとし、引継ぎにより発生する費用は、指定管理者の負担を基本とし、新旧指定管理者の協議により決定するものとします。

## II 申請手続き等について

### 1 申請者の資格要件

- (1) 申請者の資格は、県内に拠点となる事務所（緊急時に、迅速かつ適切な対応がとれる体制を有すること。）を置く法人その他の団体であって、次のいずれにも該当しない者としてします。
  - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
  - イ 県から指名停止措置を受けている者
  - ウ 国税又は地方税を滞納している者
  - エ 会社更生法、民事再生法等による再生手続等を行っている者
  - オ 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者
- (2) 複数の団体がグループを構成して申請する場合（以下「グループ申請」という。）

複数の団体の中から、代表団体を定めてください。この場合、代表団体は、県内に(1)でいう事務所を置く法人その他の団体であって、グループにおける責任割合が最大であることが条件となります。

なお、単独で申請した団体が他のグループ申請の構成員となること及びグループ申請の構成員が他のグループ申請の構成員になることはできません。

- (3) 高度処理施設を有する水処理施設 50,000 m<sup>3</sup>/日以上及び流動床式焼却施設 50 トン/日以上能力を有する流域下水道又は公共下水道について、過去 10 年間以内に地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐している団体から直接運転管理業務を受託した実績が 1 年以上あることが必要です。グループ申請の場合は、代表団体にこの実績があることが必要です。

## 2 申請書類

申請に当たっては、次の書類を提出してください。

### 【申請書類】

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書（様式第 2 号、資料 1、2）
- (3) 収支計画書（様式第 3 号、様式第 3 の 2、資料 3）
- (4) 団体の概要に関する書類（様式第 4 号）
- (5) 定款その他これに準ずる書面
- (6) 法人にあっては、登記事項証明書（申請前 3 か月以内に取得したもの）
- (7) 役員の名簿及び履歴書
- (8) 前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書面
- (9) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表、損益計算書その他団体の財務状況を明らかにする書面
- (10) 納税証明書
  - ア 県内の県税事務所が発行した県税に未納がないことを証する納税証明書（県に納税義務がない場合は、申立書）
  - イ 税務署が発行した法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（納税義務がない場合は、申立書）
  - ウ 県内市町村税納税証明書（県内の 2 以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人又は団体にあつては、全ての事務所又は事業所所在市町村長が発行するもの、ただし、納税義務がない場合は、申立書）
- (11) 申請資格に定める下水道施設の業務実績書（様式第 7 号）
- (12) その他、知事が特に必要と認める書類

### 【グループ申請の場合】

グループ内における各団体の役割、責任分担に関する事項がわかる協定書等を添付してください。また、構成団体ごとに申請書類(4)から(11)の書類を添付してください。ただし、(11)にあつては、代表団体以外で実績がない場合は必要ありません。

### 【提出部数】

正本 1 部、副本 8 部（1 部は、複写等の作業に使用することから、用紙に直接インデックスを貼付しないものを提出してください。）

### 【申請に当たっての留意事項】

- (1) 申請書類の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 版とします。

- (2) 申請に用いる言語は日本語、通貨単位は日本国通貨、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とします。
- (3) 必要に応じ追加資料をお願いすることがあります。
- (4) この申請においては、1団体について1申請とします。複数の申請はできません。
- (5) 提出された書類の内容を変更することはできません（軽微なものを除く。）。軽微な変更を行おうとする場合は、「申請書類記載事項変更協議書」（様式第8号）により協議してください。
- (6) 提出された書類に虚偽の記載又は不正があった場合は失格とします。
- (7) 提出された書類は返却しません。
- (8) 指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (9) 申請に関する費用は、すべて申請者の負担となります。
- (10) 著作権
  - ア 指定管理者の指定期間までの間は、申請者に帰属します。
  - イ 指定管理者に指定された団体の申請書類及び指定された以外の団体が権利放棄した申請書類は県に帰属します。
- (11) 申請者は、当該申請について下水道指定管理者選定委員会との接触を禁止します。選定委員との接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。
- (12) 選定結果として、次期指定管理者候補者を含めたすべての申請者の情報（団体名・所在地）、審査結果（点数の合計、審査項目ごとの点数、選定理由）等を公開します。

また、提出された申請書類等は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）または、個人情報保護法に基づく開示請求等により、開示する場合がありますので、ご承知の上申請してください。

### 3 スケジュール

1 申請	
(1) 募集要項配布	令和8年7月6日(月)～令和8年8月28日(金)
(2) 申請に関する質問	令和8年7月6日(月)～令和8年8月21日(金)
(3) 現地説明会・見学会	令和8年7月27日(月)
(4) 申請書類の受付	令和8年8月17日(月)～令和8年8月28日(金)
2 選定	
(1) 一次審査(書類審査)	令和8年9月上旬
(2) 二次審査(プレゼンテーション)	令和8年9月下旬
3 指定管理者の候補者決定	令和8年10月上旬
4 議会の議決	令和8年11月下旬(予定)
5 指定管理者の指定の告示	議会の議決後、速やかに行います。
6 協定の締結	当該予算に係る議会の議決後、速やかに行います。
7 指定管理業務の開始	令和9年4月1日

※スケジュールは、状況により前後する場合があります。

### 4 申請の手続

#### (1) 募集要項等の配布

【配布期間】 令和8年7月6日(月)から令和8年8月28日(金)まで(茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除きます。)

いずれも午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除きます。)

#### 【配布窓口】

茨城県流域下水道事務所総務課

住 所：〒300-0032 茨城県土浦市湖北2丁目8番1号

電 話：029-823-1621

F A X：029-823-1626

なお、県のホームページ内の流域下水道事務所のページからダウンロードできます。

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/doboku/ryuge/index.html>

#### (2) 申請に関する質問

申請に関する質問は、質問書(様式第5号)を電子メール又は郵送にて送付するものとします。

なお、電話及び口頭による質問は受け付けておりません。

質問に対する回答は、事業者の独自のノウハウに関するものを除き、公開を原則とし流域下水道事務所のホームページに掲載しますので確認してください。

【受付期間】 令和8年7月6日(月)から令和8年8月21日(金)まで

### 【質問先】

茨城県流域下水道事務所総務課

住 所：〒300-0032 茨城県土浦市湖北2丁目8番1号

電子メール：ryuge@pref.ibaraki.lg.jp

### (3) 現地説明会・見学会

施設の現地説明会・見学会を開催します。

申請予定者は、可能な限り説明会等に出席してください。その場合、令和8年7月21日（火）までに参加申込書（様式第6号）を電子メール又は郵送により、事前に申し込んでください。

【開催日時】令和8年7月27日（月）13時30分～

【開催場所】流域下水道事務所 利根浄化センター

北相馬郡利根町布川三番割

電子メール：ryuge@pref.ibaraki.lg.jp

※業務の支障にならない範囲で自由に見学できることとしますが、必要に応じ職員から指示があった場合は、その指示に従ってください。

### (4) 申請書類の受付

【提出方法】申請書類は持参とします。

【提出先】茨城県土木部都市局下水道課

住 所：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

【受付期間】令和8年8月17日（月）～令和8年8月28日（金）まで（休日を除きます。）  
いずれも午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）

### (5) 提供資料の目的外使用等の禁止

この募集に関し県が提供する資料（別途協議により、短時間に貸出しする資料を含む。）は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、県の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を開示することを禁じます。

## Ⅲ 指定管理者の選定等について

### 1 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、外部委員を含む下水道指定管理者選定委員会において、事業計画、収支計画、申請者の能力等を総合的に評価し、最も優れた申請者を指定管理者の候補者に選定し、県議会の議決を経て指定管理者として県が指定します。

※ 指定管理者の候補者として適当と認められる申請者がいないと県が判断した場合は、指定管理者の選定を行わない場合があります。

## 2 審査内容

- (1) 審査は、提出された事業計画書等により一次審査（書類審査）を行った後、通過者について二次審査（プレゼンテーション）を行います。一次審査の結果は、令和8年9月中旬頃までに文書で通知します。
- (2) 二次審査の詳細は後日通知しますが、二次審査に当たっては、5名以内の出席を求め、時間は1申請者あたり30分程度を予定しております。二次審査における申請者に係る経費は、申請者の負担とします。

## 3 選定基準等

- (1) 次に掲げる基準によって審査し、当該施設の管理を行わせることが適当と認められる団体を選定します。
  - ア 施設の公共的な利用を確保できること。
  - イ 指定管理下水道の効用を最大限発揮させる計画であること。
  - ウ 指定管理下水道の管理に係る経費の縮減が図られる計画であること。
  - エ 計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。
  - オ 法令等を遵守し、適正な管理を行う計画であること。
  - カ 事故及び自然災害・障害発生時に適切・迅速な対応が可能な体制を確保する計画であること。
  - キ 個人情報の取り扱いについて適正に行う態勢を確保する計画であること。
  - ク 持続可能な循環型社会に貢献できる計画であること。
- (2) 指定管理者の候補は上記(1)に定める選定基準を満たす者の中から、次の視点を重視し、総合的に評価します。
  - ア 施設の目的に沿って、より安定して施設の管理を行うと認められるもの。
  - イ 施設の効用を増し、より住民サービスの向上につながる管理を行うことが認められるもの。
  - ウ 施設をより経済的に管理すると認められるもの。

(3) 審査項目

審査項目	審査の視点
1 公共的な利用の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請団体の概要、応募理由</li><li>・施設の設置目的、業務目的の理解</li><li>・維持管理にあたっての基本方針</li></ul>
2 効用の十分な発揮	<ul style="list-style-type: none"><li>・維持管理の内容及び的確性</li><li>・業務を行うにあたっての独自の発想提案</li><li>・災害時等緊急時の対応</li></ul>
3 申請者の経歴及び能力	<ul style="list-style-type: none"><li>・有資格者の配置計画</li><li>・職員の確保の方法等</li><li>・職員の教育方針、研修体制</li><li>・職員の配置、雇用形態、組織体制</li><li>・申請者の経歴、業務実績</li><li>・経営基盤の安定性</li></ul>
4 経費の縮減	<ul style="list-style-type: none"><li>・収支予算書</li><li>・節減のための方策等</li></ul>
5 その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人情報の保護</li><li>・地域貢献度</li></ul>

(4) 選定結果については、令和8年10月中旬頃までに文書で通知します。また、県のホームページで公表します。

#### IV 指定管理者指定後の手続等

##### 1 協定締結

指定管理者の指定後、県と指定管理者は、指定管理業務の細目等について協議のうえ、指定期間における基本的事項を定めた「霞ヶ浦常南流域下水道施設の管理に関する基本協定」を令和9年2月下旬頃に締結する予定です。また年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに「霞ヶ浦常南流域下水道施設の管理に関する年度協定」を締結します。

なお、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議することとします。

##### 2 協定書の主な内容

###### 【基本協定の主な内容】

- ア 総括的事項
- イ 管理業務の実施
- ウ 管理状況の把握等
- エ 指定期間の満了
- オ 指定の取り消し等
- カ その他

#### 【年度協定の主な内容】

- ア 管理業務の内容に関する事項
- イ 指定管理料の額に関する事項
- ウ その他

### 3 協定を締結できない場合

指定管理者が、協定締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- (1) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- (2) 財政状況の悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

### 4 指定管理者の指定の取消し等の措置について

- (1) 県は、指定管理者に対して協定違反したと認められる場合など必要に応じ、改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施等を求めることができます。
- (2) (1)の場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合、県は、期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。
- (3) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を開始又は継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

#### 【指定管理者の責めに帰すべき事由】

- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを開始したとき。
- イ 指定管理者が遵守すべき法令等に違反したとき。
- ウ 計画書に沿った管理を怠り、管理上重大な支障が生じたとき。
- エ 指定管理者が財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき。
- オ 社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- カ その他指定管理者による業務の継続が困難となったとき又はそのおそれが生じたとき。

#### (4) 指定が取り消された場合の賠償等

指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、県が被った損害を補償しなければなりません。

#### (5) 指定の取消しに伴う精算

指定管理者は、指定の取消しを受けたとき、それまでに施設の管理に要した費用が、県から支払いを受けた額に満たないときは、県に対して残額を返還するものとします。

(6) 不可抗力等による場合

不可抗力その他県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、業務の継続性が困難となった場合、県と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合、県が指定管理者の指定の取消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

## V 問い合わせ先

茨城県流域下水道事務所総務課

住 所：〒300-0032 茨城県土浦市湖北2丁目8番1号

電 話：029-823-1621

電子メール：ryuge@pref.ibaraki.lg.jp